

2015 年度

私費外国人留学生奨学生募集要項

2015 年度奨学生募集について、日本の大学の学部もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2015 年 4 月 1 日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

- （1）学部 3 年次及び 6 年制学部コース（医・歯・獣医・薬学部）の 5 年次に進学する者。
- （2）大学院修士課程（博士前期課程）の 1 年次に入学する者。
- （3）大学院博士後期課程 2 年次及び 4 年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）の 3 年次に進学する者。
 - 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
 - 原則として 2015 年 4 月 1 日現在で、年齢が学部学生は 27 歳未満、大学院学生は 35 歳未満であること。
 - 他の奨学金を受けていない者。
 - 国際理解と親善に関心を持ち当財団の交流活動に積極的に参加する意思のある者
 - 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注 1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。
フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ヴェトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注 2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

注 3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2. 奨学生採用予定人員

16 名

3.奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 100,000 円を毎月の初めに支給する。

4.奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は 2 年間とする。
(2015 年 4 月から 2017 年 3 月まで)

5.応募の手続き

(1) 奨学生に応募する留学生は、学部学生用(別紙様式 1-1、1-2)または大学院学生用(別紙様式 2-1、2-2)の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。

【注意】記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 学業成績証明書(博士後期課程は、修士修了時の成績証明書を提出)
- イ. 指導教官等の推薦理由書(別紙様式 1-3、2-3-①、2-3-②)
- ウ. 外国人登録証明書(日本国政府発行)カードのコピー(表裏)
- エ. 在学証明書
- オ. 健康調査書(別紙様式 5)

(2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書(別紙様式 1-4 又は別紙様式 2-4)を添え、本財団に推薦する。

【注意】封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却致しませんのでご了承ください。

申請書類はコピーしますからホチキスで留めないでください。

6.応募締切日

2015 年 4 月 17 日(金)(当日消印有効)

7.選考及び決定

本財団は、5 により大学から推薦(学部学生 1 名、大学院学生 1 名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事長が採否を決定する。

その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2015 年 5 月 15 日頃を予定)

8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

(1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止することがある。

(2) 奨学生の学業または素行等の状況により、奨学生としての適正さを欠くに至

ったと認められるときは、奨学金の支給を停止し、または支給期間を短縮することがある。

9.奨学金の復活

8の事由が解消されたと認められた場合は、奨学金の支給を復活することができる。この場合、支給期間は復活時からの残存期間とする。

10.奨学金の打ち切り

奨学生が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打切ることがある。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学において懲戒処分を受け、または成業の見込みがないと判断される時。
- (3) その他本財団奨学生として不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。

なお、本財団奨学生同士が結婚した場合には、1人は受給資格を失う。

11.転退学

奨学生が退学または他の大学へ転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したとみなす。

12.返納

奨学金の支給後において、8、10、または11の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

13.報告書の提出

奨学生は、本財団から、学業・研究等について照会があったときは、これについて報告書を提出しなければならない。

14.届出の義務

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、直ちに本財団に届出なければならない。

- (1) 休学・復学および退学ならびに他大学への転学等一身上の変更があったとき。
- (2) 傷病・その他の事由により、1ヶ月以上欠席するとき。
- (3) 本人の住所および連絡先(本人以外)の変更があったとき。
- (4) 他の諸団体から奨学金等の給付を受けるとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受けている学生については、給付対象者としません。

申請書提出先

〒 600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地

ヤサカ四条烏丸ビル 9 階

公益財団法人 佐川留学生奨学財団 事務局

電話番号 075-255-9310

FAX 075-255-9311

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。